

横浜市建築基準条例の一部改正に関する意見募集について

1 改正の理由

建築物の省エネ対策の徹底、二酸化炭素の吸収源対策として木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与するために、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」により、改正建築基準法（以下「法」という。）が令和4年6月17日に公布されました。

また、「地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、改正法が令和5年6月16日に公布されました。

令和6年4月1日の改正法令の施行に伴い、改正法令の主旨を踏まえるため、横浜市建築基準条例（以下「条例」という。）の一部を改正します。

2 改正する内容

1の改正法令の主旨である木造化の推進、既存ストックを活用した省エネ化などを推進するために条例を改正します。

【条例改正の概要】

(1) 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化（対象条文：6条、33条、43条の3、53条の6）

これまで、壁、柱、床などの主要構造部は、全て耐火構造としなければなりませんでしたが、建物の倒壊・延焼に影響のない部分については、耐火構造ではない木造等とすることを可能とします。

(2) 防火規制に係る別棟みなし規定の準用（対象条文：16条、23条、33条）

防火規制について、今回の法令改正で創設された火熱遮断壁等で区画された建築物の部分を別の建築物とみなす規定を準用します。

(3) 既存不適格建築物の増築などに係る規制の合理化（対象条文：56条、56条の2）

既存不適格建築物の増築などにおける既存遡及を緩和する規定が大幅に拡充されたことに伴い、条例においても同様に措置します。

(4) その他

ア 建築副主事の創設（対象条文：56条の6）

建築副主事の創設に伴い、工事監理者・施工者選任届の届出先に建築副主事を位置付けます。

イ その他文言の整理等を行います。

3 施行日（予定）

令和6年11月頃

4 意見募集要領

(1) 意見募集期間

令和6年4月8日(月)から令和6年5月7日(火)まで

(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

(2) ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

①郵送または持参(持参の場合は、平日の8:45~17:15にお願いします。)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

②ファクシミリ FAX番号:045-550-3568

③電子メール Eメール:kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp

(3) 問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話:045-671-2933

(4) その他

①寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。

②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。